

# 2/16火~3/15火 税の申告

平成27年分の確定申告と  
平成28年度市・県民税の申告相談・受付

日時 2月16日火~3月15日火  
午前9時~午後5時

場所 名張市役所1階大会議室  
ゆめドームうえの (伊賀市ゆめが丘)

※土・日曜日は除く。会場の混雑状況によっては早めに受付を終了させていただく場合がありますので、午後4時までにお越しいただくようお願いいたします。

## インターネット上の税務相談 「タックスアンサー」のご案内

国税庁ホームページでは、税金に関するよくある質問に対する回答を、税金の種類ごとに提供しています。インターネット環境のあるパソコンや携帯電話などで、「タックスアンサー」で検索ください。

☎ <http://www.nta.go.jp/taxanswer>

## 電子申告(e-Tax)しませんか？

所得税の確定申告を電子申告(e-Tax)で行うと、書類の添付省略、還付金を受けるまでの期間短縮などの利点があります。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

※ 贈与税についても、e-Taxが利用できます。  
※ また、e-Tax以外にも国税庁ホームページでは「確定申告書作成コーナー」を設置しており、案内に従って入力すれば、税額などが自動で計算されます。初めての方でも操作がしやすいので、ぜひご利用ください。

☎ <http://www.nta.go.jp>

## 平成28年度 主な税制改正

### ■ふるさと納税の特例控除額の上限が引き上げられました

平成27年1月1日以降に寄附を行った分について、市・県民税の特例控除額の上限が、所得割額の2割に引き上げられました。

### ■ふるさと納税のワンストップ特例制度が創設されました

下記の条件を全て満たす人が、ふるさと納税先団体に特例の申請をすることにより、確定申告をしなくても、ふるさと納税に係る寄付金控除を受けることができる制度です。

- ①確定申告の義務がなく、確定申告をしない人
- ②ふるさと納税先団体が5団体以下である人
- ③平成27年1月から3月の間に、ふるさと納税をしていない人

※ワンストップ特例の申請をした人が確定申告または市・県民税申告をした場合、特例の申請はなかったものとされ、市・県民税からふるさと納税に係る税額控除がされなくなります。確定申告または市・県民税申告をする場合は、ふるさと納税の領収書をご持参の上、必ず併せて申告ください。

## ▶ 申告が必要な人は…

### 所得 税

☎ 上野税務署 ☎ 21-0950

#### 確定申告が必要な人

- ◎ 給与所得者で、給与の年収が2,000万円を超える人
- ◎ 給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人
- ◎ 給与を2ヵ所以上からもらっていて、年末調整された給与以外の収入と、給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人
- ◎ 営業・農業・報酬等・不動産・年金・譲渡などの所得があり、税法により所得税の納税が必要な人

#### 申告すれば税金が戻ってくる人

- ◎ 給与所得や退職所得があり、医療費控除や住宅ローン控除などを受けられる人
- ◎ 給与所得者で年の途中で退職したなど、年末調整を受けなかった人
- ◎ 予定納税したが、確定申告の必要がなくなった人

★源泉徴収された税金や予定納税した税金が、納めすぎの場合は税金が戻ってきます(還付)。還付申告をされる場合は、還付を受ける振込先の口座(本人名義)が分かるものをご持参ください。

◎ 確定申告の問い合わせ専用ダイヤル「確定申告電話相談センター」[3月15日火まで] ⇒ 上野税務署 (☎ 21-0950) に電話をかけて、番号「0」を選択してください。

※ 上野税務署には申告会場を設けていません。

※ 平成27年分の確定申告書は1月末ごろに送付予定ですが、昨年電子申告をした人と、国税庁HPから申告書を作成し提出した人には送付されません(代わりに申告案内が送付されます)。申告書が届かない場合でも、確定申告が必要な人は必ず申告してください。

### 市民税・県民税

☎ 課税室 ☎ 63-7429

#### 市・県民税申告が必要な人

- ◎ 平成28年1月1日現在、市内在住で、所得税の確定申告をする必要のない人のうち次に該当する人
- ・ 給与所得以外の合計所得金額が20万円以下の人(農業所得など)
- ・ 公的年金などの収入金額が400万円以下であり、それ以外の所得金額が20万円以下で確定申告をする必要のない人
- ・ 事業所得や不動産所得などがあり市・県民税のみ課税になる人

2月5日金ごろ  
申告書送付予定

※ 市民税・県民税の申告義務がない人でも、所得証明などの各種証明や国民健康保険税の算定を行うのに必要な場合があります。 ◎ 申告書には必ず電話番号を記載してください。

※ 市民税・県民税へ住宅ローン控除を適用するには、申告期限内に所得税の確定申告(年末調整で既に控除を受けている人は不要)を行う必要があります。

## ▶ 申告の持ち物

※ 平成27年分の申告については、マイナンバーを記入する必要はありませんので、通知カードなどは不要です。

- 印鑑・筆記用具
- 源泉徴収票(原本)
- 申告書、税務署からのお知らせがき(税務署や市役所から送付されている人)
- 社会保険料控除を受ける場合
- 住宅ローン控除を受ける場合
- 支払った金額が分かる書類(注)
- 売買契約書のコピー、登記事項証明書、住民票、借入金の年末残高証明書など
- 生命保険料控除や地震保険料控除を受ける場合
- ◎ その他「雑損控除」「寄附金控除」なども領収書、証明書が必要
- ◎ それらの保険料の控除証明書
- ◎ 医療費の集計や収支計算書の作成などは事前に済ませて申告会場へお越しください。
- 医療費控除を受ける場合
- 支払った医療費の領収書(支払った金額を集計しておいてください)、保険などで補てんされた金額の分かる書類

## ▶ 市民税・県民税 出張申告相談

○ いずれの会場も開催時間は1時間となります。

○ 確定申告(所得税)は受付できません。

受付・相談日	会場	時間
2月23日火	蔵持公民館 名張公民館	午前9時30分~ 午後1時30分~
2月24日水	薦原公民館 桔梗が丘公民館	午前9時30分~ 午後1時30分~
2月25日木	くにつふるさと館 すずらん台市民センター	午前9時30分~ 午後1時30分~

受付・相談日	会場	時間
2月26日金	つつじが丘公民館 赤目公民館	午前9時30分~ 午後1時30分~
3月1日火	錦生公民館 梅が丘市民センター	午前9時30分~ 午後1時30分~
3月2日水	箕曲公民館 ※子どもセンター	午前9時30分~ 午後1時30分~
3月3日木	美旗市民センター 比奈知公民館	午前9時30分~ 午後1時30分~

※ 百合が丘市民センターは本年、改装工事に伴い、百合が丘のみ例年と会場が異なります。

(注) 平成27年中に納付された国民健康保険税額(普通徴収分)、介護保険料額(普通徴収分)、後期高齢者医療保険料額(普通徴収分)の各通知書は、1月22日(金)に発送します。年金天引き納付分は年金の源泉徴収票でご確認ください。また、国民年金および国民年金基金の掛金については、領収書または証明書をお持ちください。